取　扱　基　準

名　称	福島潟自然文化活動事業補助金
補助区分	運営費補助　□　　事業費補助　■
補助金の概要	福島潟自然文化基金を活用し、福島潟自然文化活動事業を行う個人または団体に対し補助金を交付する。
目　標	数値化　■　　非数値化　□ 福島潟に関する自然文化活動を行う個人または団体を支援することにより、市民との協働による福島潟の自然保護活動やＰＲを行い、自立して活動する市民を育てていくとともに、市民の柔軟な発想を生かした各種ソフト事業を実施していく。市民との協働による自然保護活動やＰＲ事業などのソフト事業を年間２回以上、協働に携わる市民の数及び事業に参加する市民の数を合計で年間１００人以上を目標とする。 〈目標が数値でない場合の評価方法〉
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内　　容	福島潟に関する自然文化活動における報償費・旅費・需用費・使用料及び賃借料・原材料費・委託料・事務経費等。どの部分を補助対象経費とするかは、個別事業ごとに精査する。
補助額 及びその算定方法 又は補助率	個別事業ごとに内容を審査して補助額及び補助率を決定する。 （上限１／２） 〈補助額が５万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由〉 福島潟の自然保護と文化の振興を積極的に推進するための福島潟自然文化基金を原資とする補助金制度のため。
開始時期	令和3年4月1日
評価の時期	令和5年9月30日
終　期	令和6年3月31日 （終期が３年を超える場合の理由）
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 新潟市の補助事業であることを記載する。 〔媒体〕 案内チラシ・パンフレット
担当部署	北区役所　産業振興課　文化・スポーツグループ 電話番号　025-387-1195(直通) 電子メールアドレス　sangyo.n@city.niigata.lg.jp